

プロイセン「学校保護権」に関する研究(3)

山本久雄

(教育学研究室)

(昭和62年10月12日受理)

はじめに

18世紀になって、ランデスヘルは本格的に民衆初等学校の組織化に着手し、あまたの教会令・学校令を発するのであるが、それはあまり確かな効力をもつものではなかった。同旨の命令がくりかえし発せられたということ自体、その実効性が乏しかったということを端的に示すものである。なぜ、その命令が実効性に乏しく、ランデスヘルの意図通りに事が進まなかったのであろうか。A. LeschinskyとP. M. Roederは、東プロイセンに限定しつつも、その阻害要因として、戦災と悪疫(ペスト)のほか、国家の行政機構に内在する問題と、ランデスヘルと貴族との間の錯綜した支配構造、その中での貴族の消極的な姿勢を挙げている。このうち前者は、前稿で触れた如く、貴族領を対象とする教育(宗務)行政の機構がいわゆるコミッサール型官僚機構ではなく、古い身分制の色彩を残したもので、必ずしも国王の意向をストレートに実施した訳ではなかったということであり、また、コミッサール型官僚機構を構成する国王の財務当局自体が、国庫からの教育費支出が即効性をもつものではなく、さらに、それに伴って農民に学校のための負担を強いることはその税負担力を圧迫するとの理由で消極的な態度をとったという事情を指している。また、後者は、国王の直轄地とゲーツヘルの所領とがしばしば複雑に交錯し、一校区(児童を収容する範囲)が双方にまたがり、その学校のための負担をめぐって両者の間で紛争が頻発したということ、そして、自らの所領内での学校の組織化をめぐる、貴族の、あの消極的な姿勢である。筆者はこれまで、プロイセンにおける近代公教育成立の歴史的条件を考察する一環として、この期の、君主による民衆初等学校の組織化の阻害要因の一つとして、地方勢力の「学校保護権」なるものに注目してきた。それは、その成立根拠ないし背景と、19世紀の、中央権力によるその克服の背景と論理とを問うことが、前記課題に迫る一つの方途になりうるとの思いに基くものであった。「学校保護権」とは、地域により、また個々の学校により多様な実質をもつが、¹一般に、民衆初等学校が宗教的な色彩を色濃く持っていたことに基き、「教会保護権」の変種ないしその一部を構成するものとして把握され、個別の学校の設立・維持と管理にかかわる「中間的な」権利・義務であった。即ち、中央権力が、自己の直轄地を除くと、財政的にも、統治の機構の面でも、自己を地方末端の住民にまで直接に貫徹できない段階で学校の組織化を図ろうとした時、それは、とりわけ、財政の面で地方勢力の私的・任意な醸出に多く依存せざるを得ないということを意味し、その負担の見返りとして地方勢力に認められた、人事その他の管理運営上の事実上の権能が「学校保護権」であった。阻害要因としてのそれは、Leschinskyらのいわゆる教育行政機構上の問題、とりわけ国王を頂点とするヒエラルヒーが地方勢力の支配圏の前でとぎれていたということと、その

機能の担い手としての貴族が国王のイニシアチブに基く組織化に消極的であったという事情にかかわるものであった。前稿では、絶対主義下の教育行政機構の概略を整理したが、本稿では、先ず、東プロイセンを例に、民衆学校の組織化のための国王の措置とそれへの貴族の対応を概観し、次に、絶対主義国家における「学校保護権」の付置づけ、およびその担い手としての貴族の基本的傾向について概観する。

1. 国王による組織化と貴族の対応

東プロイセンを例にすると、国王 Friedrich Wilhelm I. (在位1713-1740年)晩年の諸措置が農村での民衆学校の組織化の実質的な端緒となった。元来、東プロイセンは、他のプロビンツに比べ、貴族領に比して国王直轄地の割合が大きかったところであった。面積については、Königsbergの管区でおよそ半分、Litauenでは86.5%が直轄地であり、東プロイセン全体では5分の4の住民が直轄地に居住していた。また、東プロイセンは、この時期、戦災やペストで疲弊していた他、とりわけLitauenには信仰も使用言語も異なる住民を多数かかえ、その復興と統合のために国王は特別に意を用いていた³⁾。民衆学校の組織化もその一環である。彼は1736年の *principia regulativa* で、先ず、自らの直轄領での民衆学校の組織化に実質的に着手した。そこでは主として学校の設立・維持と学校の教師の生計について具体的・詳細に規定されている。先ず、校舎は原則的に「村落組合」(die associirten Gemeinden)が設立・維持すべきものとされ、国王はそのために木材・薪を無償で供与する(ただし、その運搬は村落)。校舎の戸、窓、暖炉は教会の礼拝中(後)の献金(Collecten Gelder)で作成される。学校教師は手に職をもつもの(Handwerker)が好ましいが、その生計のために国王からは一定の土地が、当該地区の教会(それが貧窮している時はそのパトロン)からは一定の生活費が供与される(ただし、その代償として教師には一定の教会の仕事が課せられる)。また、村落は教師の生活を扶助するために、教師に無償で菜園を提供し、牧草地で乳牛、豚などを飼育させる他、その飼料として干し草とわらを提供し、一定のライ麦と大麦を供与し、国王より教師に供与された土地を耕作する。また、教師には児童一人あたり一定の授業料が支払われ、収穫期には一定期間日雇い仕事に出ることが許され、税金の一部が免除されることになっていた。そして、それらの規定の末尾で「貴族は如上のことがらに倣い、学校の公共的な(gemeinschaftlich)設立に尽力すべきである。その計らいは自由であるが、学校教師の生計が維持せられ、国王の意図する究極目的が達成されるよう措置せねばならぬ」とし、⁴⁾ 貴族領内での学校設立を督励した。その後、国王は学校教育の振興のために50,000ターラーを醸出して基金(mons pietatis)をつくり、その利子をもって学校の設立と教師の生計の補助にあてさせた。さらに、1738年4月28日には*principia regulativa*の補足の命令をKönigsbergのRegierungに発し、運用上の疑問点につき細かな指示をした。その中では、授業料が十分の一税(Decemseinnahme)に算入されること(従って、税の控除)、教会からの教師への資金の供与は半年ごとに前金で行われるべきこと、教師に支払われるべき資金は在地の牧師が集めて保管し、主席牧師(Erzpriester)にその額が正確に報告されるべきこと、教師の受け取った穀物の量と授業料の額は毎年の教会巡察の折に主席牧師によって点検されるべきこと、学校教師は主席牧師と牧師によって任命され、職務と生活を彼らによって監督され、その他についてはHauptamtの裁判権(Jurisdiction)に服すべきこと、などが規定されている。さらに、「貴族領内の学

校教師に関してはパトロロンがそれについての裁判権を行使する。パトロロンは学校教師の任用にあたっては候補者の適性（Geschicklichkeit）について主席牧師と在地の牧師とで協議すべし。学校での彼らの力量（Kapazität）、教理、職務、挙動については主席牧師と牧師が監督する。それらが不十分である場合には彼らは解雇されるべし」とし、⁵¹「学校保護権」、とりわけ、学校教師に対するパトロロンの優越的地位を確認しつつも、学校教師の人物、職務、生活などについて聖職者の影響の余地も規定し、貴族領内での学校の在り方に容喙を試みている

Friedrich II.（在位1740－1786年）も民衆学校の組織化には熱心だった。先ず、1740年10月13日には「亡き父君陛下が学校の事柄について発せられたすべての命令、規程は完全な効力と権威と拘束力を持ち、これからも持ち続ける」と述べた。⁶⁶しかし、とりわけ貴族領では1736年の計画通りに学校設立が進んでいないことを悟り、1741年10月29日には以下の命令をKönigsbergのRegierungに発し、改めて貴族領主に学校設立・維持のために尽力せしめるようRegierungに命じた。そこでは、貴族村落でも国王直轄地におけると同じように、夏冬を通じて青少年を教授し、神と神の言葉を知らしめるために、貴族はその村落において熱意をもってできるだけ早く、半年以内に必要な学校を設立するよう努力すべきこと、また、教師の生計については、教師には一切の賦課（oneribus）が免除され、家畜の無償放牧権、一定の耕地、穀物、授業料、薪、家畜の飼料があたえられるよう配慮すべきこと、そして、こうした目的のためにHauptamtは全貴族領主に努力の状況を自らに報告せしめ、その報告をさらに国王に送付すること、もし貴族がこの命令に従わなければ、やむを得ない場合を除き、Amthauptleuteはその不熱心な貴族に少しの容赦もなく（ohne die geringste weitere Nachsicht）熱心に督励すべきこと、直轄地に隣接する貴族領主は直轄地の村落と協力して学校の設立・維持に努力すべきことなどが規定されている。⁷¹ここには「容赦なき督励」が聞き入れられなかった時の制裁措置に関する規定はないが、これは、プロイセン教育制度史上初めて国王権力が貴族の「学校保護権」に具体的に干渉を試みたものである。⁸ともあれ、さらに国王は1743年1月2日には、従来の学校設立の計画と、既設の学校制度を踏襲する旨の命令を再度改めて発した。⁹この間、Schulkommissionは1742年、その活動を終えるにあたって国王にその活動を総括し報告しているのであるが、その中で学校の設立状況については次のように述べている。

東プロイセンのうち、Königsbergの管区では1736年から39年までの間に499校の増設を見、最近の調査ではさらに73校増加し、合わせて572校が増設され、Litauenでは1736年から39年までに270校の増加、最近の調査でさらに42校、従って312校増加し、東プロイセン全体では倒壊寸前で改築を要するものも含め、884校のLandschuleがこの6年間で設立された。このうち、未完成のものも含め、322校は貴族がそのグーツ内に設立したものである。¹⁰

また、1756年、一人のOberkonsistorialratは東プロイセンでの18年間の民衆学校組織化の努力について次のように総括している。

Litauenでは無知と民族的偏見（Nationalvorurteil）が支配していたが、国王の18年間にわたる努力の後、また、最近のSchulze博士により、さらに、1736年にもたらされた国王の負担により完成された学校とよき施設（gute Einrichtungen）の、1756年までの数は、そのために設立された基金のよき管理もあって、1,700を超えるまでに増加し、疑いもなくプロイセン（王国、筆者）の急速な成長に大きく関与した。以前の、わがままなLitauen人は、教育によって、市民社会における全く別な人間になった。今や、お上（Obrigkeit）および、とりわけ、学校で教育を受けた世代に対する義務を知り、実践している。そのために

向けられてきた努力は何と美しく報いられたことか。⁽¹¹¹⁾

現在の我々には、こうした設立状況が国王の意図をどの程度充足しているものか、また、その学校教育の成果をそのように総括することが妥当なことかどうか、判断する実証的な材料に乏しいが、ただ、国王の官吏によるこうした総括がある反面、貴族は自らの所領内での学校の設立・維持には必ずしも積極的でなく、貴族領内では必ずしも国王の意図が直ちに貫徹した訳ではなかったという状況もあったようである。先ず、1740年、東プロイセンの等族は新王即位に際しての Gravamina⁽¹¹²⁾で「学校保護権」の確認を求め、学校の設立・維持のための負担についての苦情を述べ、学校設立については自らの裁量に委ねよう請願した。⁽¹¹³⁾ また、さきに触れた、1741年10月29日の命令は、まず「貴族村落での学校制度の設立は、すでに、1736年、ラントに公布された計画からすると、今まで通り殆んど進歩が見られず、その設立が行われたのは極めて僅かな村落においてでしかない」という認識に基くものであった。1802年においてさえも、一人の官吏は Königsberg の Kammer に「この州に居住している貴族の大部分は、農村学校制度の促進には殆ど参加していない」と報告している。⁽¹¹⁴⁾ これらからすると、東プロイセンでは18世紀を通じ、貴族たちは自分たちに向けられた、学校設立の要求には消極的な姿勢を取り続けたようである。

さらに、貴族領内に学校が設立されている所に関しても、パトロンによる学校教師の恣意的な任用がしばしば指摘されている。国王の教育政策のブレインであった J. J. Hecker は 1750年1月、Geheimer Rat に学校制度全般の現状に関する報告書を提出しているのであるが、その中で「グーツヘルが自分の気に入った人物をあらかじめ能力を吟味することなく気ままに任用している。従って、かなり以前から最も未熟・無能な徒輩が村落学校の教師になっている」と述べている。⁽¹¹⁵⁾ その後、1763年の Generallandschulreglement は、教師の任用はパトロンに委ねつつも、その任用の前に宗務行政機構のヒエラルヒーに位置づく聖職者の吟味を経るべきものとしたが、実際はどうもこの規定通りに進んだ訳ではなさそうである。1799年7月10日、これはクールマルクに関してであるが、その Oberkonsistorium は国王に次のような提言をしている。

以前、殆んど制限されることのなかった、パトロンの、しばしば全く無能な人物を教師に任用する自由は、少なくとも、どの教師も巡察官 (Inspektor) が試験で有能だと認定した者でないと任用されないという限りにおいて、制限されねばならない。⁽¹¹⁶⁾

また、1802年、ブランデンブルグの一人の Generalsuperintendent は Oberkonsistorium に、Altmark と Priegnitz (いずれもブランデンブルグのクライス) での巡察官としての体験を報告しているが、その中で次のように述べている。

私は、そこでの10年間の職務遂行において、多数のキュスターおよび学校教師を吟味してきた。しかし、いつも残念に思わねばならなかった。なぜなら、非常に多くの無能な人物が、全く吟味されることなくパトロンによって採用されていたからである。⁽¹¹⁷⁾

こうした、貴族の、消極的・不熱心な態度は巡察についても見られる。貴族は概して自らの所領に対するランデスヘル⁽¹¹⁸⁾の巡察には非協力的であった。貴族の集りであるクライス議会はしばしば巡察の間隔を長くするようにとの請願を国王に向けて採択し、それが一部認められることもあった。⁽¹¹⁸⁾ さらに、有力家門の中には、自らの支配領域のために独自の視察者を自ら任命し、独自の視察区・視察間隔・視察項目を定めて実施する例があった。⁽¹¹⁹⁾

なぜ、このように貴族は民衆学校の組織化に消極的だったのであろうか。やはり、先ずはそ

れに伴う物的な負担を挙げねばならないであろうが、ここでは、組織化の阻害要因としての「学校保護権」という問題意識から、その内的な動機の考察を主眼とするが、その前に順序として、絶対主義国家における「学校保護権」の位置づけ、およびその担い手としての貴族の基本的傾向について概観しておかねばならない。

2. 絶対主義と局地的支配権

一般に、絶対主義とは、近代初期のヨーロッパ諸国に見られる専制的な政治形態で、一応中央集権的な統一国家の形式を持つ点で、領主的・分権的な中世国家と異なるが、他方、身分的階層制を維持する点で近代国家とも区別される。「絶対」とは国王が封建貴族、ブルジョアジーのいずれにも制約されない権力をもったことを意味し、その具体的現れが、封建的諸勢力の利害を超えて国王に直属し、行動する官僚制と常備軍の体系であった。今日、この絶対主義国家を、中世国家と対立した近代国家的性格のものとしてではなく、むしろ封建的性格のものとして把握しようとする傾向が支配的であるように見える。絶対主義国家を封建国家の最終形態と規定するマルクス主義史学のみならず、市民革命の前史として絶対主義を研究しようとする立場、また、政治・法制を社会的諸関係の脈絡の中で把握しようとする社会史的見地もまた、絶対主義の下部構造が封建社会のそれに他ならなかったとの事実を明らかにしている。絶対主義国家は、封建的土地所有を固有の物質的基礎とするところの、最終かつ最高の段階における封建国家であり、領主権力が最大の封建領主たる絶対君主に吸い上げられていく過程の国家的規模における集中として絶対主義が成立したこと、中世的ギルド制度を新しい工業規制機構の一環として、そして領主制秩序を農民支配体制の一環として取り込んだこと、以上はヨーロッパ絶対主義の共通の標識としてあげられよう。もっとも、国によりその現れ方は若干異っている。概して、以上の標識を典型的に備えたフランスや、領主制の解体が著しく進展したためそれを支配体制の一環に組み込むことによって農民を支配することが困難であったイギリスに比し、ドイツ、とりわけ東部ドイツでは領主制の解体が未熟なため国家権力による直接の農民把握が浸透しがたかった。特に、エルベ以東では領主層は等族（Stände）としての政治勢力（国家の共同統治者）たることを断念し、その代りに自らの所領内では下級の公権力、すなわち経済外的強制権を全面的に把握するグーツヘルとして国家権力が直接に農民を把握するのを殆んど不可能としていたのであった。K. V. ラウマーは社会史研究の成果をふまえつつ絶対主義につき次のように述べている。

ヨーロッパ中を絶対国家が進軍し続けた際にも二つのもの、即ち、個人的自由と諸々のコルポラツィオンの自由の観念と現実が失われることはなかった。このうち、コルポラツィオンの自由特権は封建時代の現実そのものであり、絶対主義時代にも様々に作用しつづけ、絶対主義の消滅のとき初めてもろともに姿を消した。……コルポラツィオンのなるものは、身分的なるもの、地域的なるもの、都市的なるもの、教会的なるものの中へ非常に深く入り込み、広がっていて、部分的には同一のものとさえなっている。……この自由特権は18世紀の絶対主義末期においてもなおヨーロッパ中至るところにまき散らしたように存在していた。殆んどすべての場合、絶対主義が完全に自己を貫徹できなかったという事実は、絶対主義の本質を示すものである。即ち、一面では、絶対主義は、国家的統一を代表する官僚制が広げた比較的薄いベールをかけることによって、都市や農村に住む臣民や住民の

集団に手を伸ばしたが、その範囲は全く不十分なものであった。都市や農村の住民は相変わらずそれ自身の伝統的な歴史的諸条件のもとで生活し続けたのである。他面では、絶対主義はヘルシャフトの紐帯としても、旧世界の諸形式、即ち、レーン制国家、身分制国家、議会制国家の初期形式を積み重ねたものにはすぎなかった。¹²⁰⁾

しからば、絶対王政とこの「コルポラツィオンの自由特権」との関係、とりわけ貴族との関係はいかなるものだったのであろうか。先ず、確認しておかねばならないことは、前述のように、いかなる絶対王政もそれを完全には駆逐せず、むしろそれを存立の前提としていた点である。むしろその関係のあり方は時代により異っている。ブランデンブルグ・プロイセン国家の場合、17世紀中葉の常備軍の設置が絶対王政の萌芽となったが、国王と、「コルポラツィオンの自由特権」の担い手としての諸身分（等族）との関係もそれを境にして明らかに異っていたようである。プロビンツにより若干事情は異なるが、おおよそ、それ以前はいわゆる身分制国家の段階、それ以後はいわゆる絶対主義国家の段階である。やや回り道になるが、18世紀の身分制の在り方を考察する前提として、先ず、身分制国家における国王と諸身分との関係を一瞥しておこう。

一般に、中世末期から近代初期にかけてのヨーロッパ諸国は身分制国家と呼ばれている。それは、皇帝権ないし領邦君主権がそれぞれの国内の諸身分（通常、帝国の場合には聖俗諸侯と帝国都市、領邦国家の場合には高位聖職者と貴族、領邦都市）から成る身分制議会によって制約されている政治体制を意味している。そこでは、皇帝ないし領邦君主は租税徴収に際してのほか、内政・外交上の重要問題について決定を下す場合には、それら諸身分の議会の同意を得なければならなかった。ただし、そのうち領邦国家の場合には次第にランデスヘルが諸身分を圧倒し、絶対主義体制を確立していくのに対し、帝国の場合には諸身分の権利が強化され、皇帝権を空洞化していく。領邦国家の諸身分（領邦等族）とは、13・4世紀頃からヨーロッパ諸地域に、君侯権力による領国支配が形成・強化されていく過程で、一領国内部の局地的支配権の所有者、すなわち、君侯の直轄地に属さないもろもろの領主が、君侯より承認された「特権」の共通性に基いて、それぞれの「身分」に組織されたものをさす。これらの諸身分は君主の招集する身分制議会を構成することにより中世末期から近代初期における国制の不可欠な要素となり、主としてそれを足場にランデスヘルの租税の徴収や、ランデスヘルの一族の間での領土分割、対外的な条約の締結、戦闘の開始などに同意権を主張し、領邦の重要問題の処理に関与していた。また、国家の官職への在地貴族の任用や君侯の末端官吏の選出権を要求し、さらに諸身分は君侯と並んで独自の租税徴収・管理機構を持ち、領邦国家財政の在り方に大きな影響力をもっていた。通常、聖職者と貴族、都市代表が身分制議会を構成したが、その比率は領邦によって異り、また、その全体会に代って少数の有力者から成る委員会のみで事が処理されることもあり、さらに、領邦統治への彼らの参与の程度も時々の君侯との個別的折衝に基く協定ないし契約によって決められ、そこには時々の政治的な力関係が反映し、多様であった。そして、諸身分の一体性の欠如、身分間の対立もしばしば指摘されている。しかし、いずれにせよ、身分制国家においては国家主権が一元化しておらず、領邦君主と身分制議会に結集した諸身分との間に二元的に分散していた。これは、基本的には、その段階に生じた、新たな軍事・行政上の必要に際し、君主が未だそのための恒常的・安定的な資金調達的手段をもたぬ状況の中で、それらの資金調達の一部を局地的な支配勢力の協力に依拠せざるをえず、その見返りとして統治への彼らの参与を認めたことに基づくものであった。¹²¹⁾例えば、ブランデンブルグで

は、ランデスヘル⁽²²⁾の教会統治の在り方を定めた1540年の教会令は、公布前に、領邦議会の同意を経ている。

この、領邦議会ないし領邦等族はいつ、いかなる事情で形成され、近代国家にとっていかなる意味をもっていたのであろうか。また、そこでの国王と諸身分との関係、国家統治への参与に対する諸身分、とりわけ貴族の基本的な態度はいかなるものだったのであろうか。それらについての論争は「調停されることなく100年も行われてきた」⁽²³⁾のであり、研究者の基本的視角、素材とした地域の相異などにより、多様な局面を見せる。ここでその論争史に踏み込むことは、あまりに本稿のテーマから逸脱することになるので、立ち入らぬことにするが⁽²⁴⁾、その論争史の中での、F. Hartungの主張は本稿のテーマからすると重要である。

F. Hartungは君主と諸身分との関係、諸身分、とりわけ貴族の基本的志向について次のように述べている。即ち、16・7世紀のドイツには多様な国家構成体 (Staatsgebilde) が存在し、その場所と時代によって君主と諸身分との関係は一様ではなかったが、両者の併存 (Neben- und Miteinander) という意味での二元主義は確かに存在した。しかし、ことドイツ諸邦に関してはこの二元主義なる概念は慎重に用いねばならない。なぜなら、ドイツではどこでも、諸身分は君主と真に同権的な、共に国家を担うようなファクターになったことはなかったからである。しかし、その原因を君主の側の優越性に求めてはならない。ドイツ諸身分の歴史の中でいつも現れているのは各々の身分の利己主義であり、視野の偏狭さであり、一面性 (Einseitigkeit) であり、そして、政治的に無権利な農民の困窮を看過し、国家への負担を主として農民に課した、あの非情さ (Härte) である。諸身分の本来の志向は国家への参与を要求することではなく、自己自身の権利領域の内部で国家からできるだけ多くの自由を得ようとするところにあった。その「自由」とは自らの領民に対するGerichts- und Grund- oder Gutsherrschaft上の諸権、即ち、「国家からの自由」、「領民支配の自由」だということである。⁽²⁵⁾ここでは、領邦等族が領邦国家主権を分担しつつも、その基本的志向が自らの既得権の維持、即ち、自らの守護領域において今日の国家権利の如き、局地的・一円的な支配圏を形成し維持しようとする点であった点が強調されている。

同様な見解は、G. OestreichやP. Baumgartも述べている。先ず、Oestreichによると、16世紀なかばまでの「財政国家」の段階では、諸身分の組織の国家的意識は、単に自らの課題を家父長的 (patriarcharisch) なものと理解してただけでなく、君主の使命の理解にもそれが及んだ。諸身分は確かに公的な職務を全体的な Gemeinwesenのための奉仕と給付 (Leistung) とする見解をもつこともあったが、それは単に、その見解が王家の固有利益および Kammergutを君主の「私的な」財産とみなす理解と対立していたからに他ならない。そうした傾向はその後も続く、というのである。⁽²⁶⁾要するにここでも、少なくとも諸身分の側には、かつてHintzeが指摘したような、支配のパトリモニアルな理解があり、公的な権利・義務の観念は未成熟で、自らを全体的なるもの、公的なるものの中に位置づけようとする志向が希薄であったとされている。ちなみに、そのHintzeもまた、ブランデンブルグの1563年の領邦議会協約について述べた際、貴族が最も重視していたことは、自らのグーツ経営の完成および世襲隷民たる農民の支配を国家権力によって妨害されないことであったとしている。⁽²⁷⁾また、Baumgartも、全体国家形成の傾向が17世紀なかばより強まったにもかかわらず、全体国家の機関ないし全体国家の主権を担う国王の対抗勢力としての全ラントの統一的な身分代表 (Ständevertretung) を形成しようとする気運は、少なくとも諸身分の中からは生じなかった。それ

は、彼らが自らのまとまりから生じる利益を知るに決して十分に広い視野をもっていた訳ではなかったことによる。彼らが志向するところは大きな国家の全体利益ではなく、彼らの故郷の、見渡しうる領域のそれであった、としている。¹²⁸⁾

こうして、貴族たちは身分制議會を構成し、国家の統治に参与するのであるが、基本的には、その意識と行動において自らを「全体的なるもの」、「公的なるもの」の中に位置づけ、それに向けて自らを鼓舞し、組織だてることはなかった。むしろ、その主要な関心は「国家からの自由」、即ち、自らの支配領域での既得の支配権を国家から侵害されないというところにあったのである。こうした基本的な志向は、公教育組織化の阻害要因の一つとしての「学校保護権」を考察する上で止目すべき重要な点である。なぜなら、公教育には何らかの意味で「全体的なるもの」・「公的なるもの」への意義づけがいついてまわることが、18世紀の、国王主導のその組織化の成否は、「学校保護権」の担い手たる地方勢力の、そうした理念に対する意識と行動に大きく依存していたからである。

三十年戦争後、18世紀末に至るまで、貴族のこうした基本的傾向は変らなかったようである。そこでは領邦国家の権力の重心が君主の側に大きく偏移し、諸身分は国家の統治領域から次第に退くことになるが、逆に彼らはその圏域内での支配的地位を確かなものにし、その中では相変わらず、自らの直接の利害を超えた「国全体の利害」や「公共の福祉」には消極的な態度がとり続けられた。¹²⁹⁾三十年戦争後に結ばれた、君主と各地の身分制議會との協約（マルクは1653年、クレーフェは1660年、東プロイセンは1663年など）は常備軍のための租税を事実上恒常化し、貴族の局地的支配権をその租税負担の見返りとして再確認したのであるが、これによって、それ以後の双方の関係は固定化することになった。その結果、租税もいちいち諸身分による承認を必要としなくなり、身分制議會は有名無実化し、もはや実質的な機能を失ってしまった。17世紀なかば以降は儀式的なものを除くと全体会としての議會はもはや開かれなくなっている。¹³⁰⁾いわば、諸身分は国政レベルでは「コルポラツィオンの自由」の拠り所を失ってしまったことになる。むしろ、絶対王政と貴族との事実上の関係はとだえた訳ではない。とりわけ、親貴族的な態度をとった Friedrich II. の治下では、絶対王政の支柱であった官僚と軍の将校の出自は主として貴族であったし、Regierungは主として在地の貴族によって構成され、司法の分野では長く彼らの影響が残っていた。しかし、官僚や将校はその任用の前に「国家的なるもの」の教育を受け、また職務遂行に際してはそれへの献身の義務および名誉の感情がいつも鼓舞され、彼らの意識と行動は出目のそれそのものではなかった。¹³¹⁾また、国家の統治へのRegierungの影響力は、いわゆるコミッサール型官僚機構の成立以後おおはばに少なくなっていく。さらに、クライスレベルでの地方行政には貴族がクライス議會を構成し、広くかかわることになるが、これとても実質は「自治」の名に値するものではなく、そこには既定の原則・命令を当該地方で混乱なく円滑に実施するためのわずかな裁量の余地しかなかった。また、諸身分の支配下にあったその租税管理機構も次第に君主の管理下になり、やがて消滅する。こうして、絶対王政期には制度としての諸身分が一体として国家の統治に参与する余地は極めて少なくなった。ラウマーのいわゆる「コルポラツィオンの自由」は小さくなった、と言い換えてもよい。¹³²⁾

反面、彼らは自らの支配領域内での経済的・社会的地位は益々確かなものとしていった。とりわけ、エルベ以東の農場領主制（以下、グーツヘルシャフト）下においては、グーツヘルはクライス議會への出席権、ラントラート推薦権をもつほか、自らの所領（Gutsbezirk）につ

いては対内的に各種の権限をもち、専一的な支配権をもっていた。グーツヘルシャフトとは、領主・農民間の農奴制的支配関係を機軸とし、農民の賦役労働に依拠する、領主の大農場経営のことである。そこでは先ず、農民の土地保有権には、売買、貸借、相続などがほぼ自由な、所有権類似の永小作権、小作期間が文書により明確に定められる定期小作権と並んで、Lassbesitz と呼ばれる極めて不安定な土地保有権があり、これが最も支配的であった。それには売買、貸借、相続、担保の自由が認められず、領主の恣意的な取り上げの危険もあった。領主によって収取される地代は賦役（労働地代）が支配的である。賦役には領主直営農場における耕作賦役を中心に、建築賦役・運搬賦役がある。賦役の量には定量の場合と不定量の場合とがあって、後者が多く、特に農繁期においては週6日が普通であった。また、量内の住民には、世襲隷民性と被護隷民性の二種の人身的束縛が課せられ、それによって身分的に拘束されたものをそれぞれ世襲隷民および被護隷民とよぶ。世襲隷民性の内容は、婚姻および移動の自由の制限、強制奴婢奉仕、職業選択の自由の制限などを含み、農民の諸種の義務に対応して、領主は、困窮時に農民を援助する義務を負っている。被護隷民は一定額の保護金を領主に支払う義務を負う。領主にはまた賃労働や手工業を営むさいの被護隷民の優先雇傭権が留保されていた。領主はこれらを背景としてその領内に一ないし数個のGutswirtschaftと呼ばれる直営の農場を有し、主として農民の賦役によって輸出産業としての農業を経営した。その他、領主は領内に製粉、製パン、醸造の営業独占権をもち、その製品の領内での販売価格を自ら規制した。さらに領主が、鉱山、金属、製材などの工業を営む場合もあった。こうした、領主・農民間の農奴制的支配隷従関係を維持するために領主はそこで裁判上の特権（いわゆる領主裁判権 Patrimonialgerichtsbarkeit）をもつとともに、警察権を行使し、また、かの教会保護権ももち、局地的な支配権を強固なものとしていたのである。領主は領内に裁判所を経営し、自ら、あるいは自らが任命した裁判官を通して法的統制を行う。農民は第一次的直接的にこの領主裁判所の裁判を受けねばならなかった。これによって、領主は、領主と農民との諸種の紛争を容易に自己に有利に解決することができた。さらに、領主は警察権を行使し、反抗し不服従な隷民を処罰し、強制労働を課し、保護を打ち切って農民保有地を取り上げ、村落から追い出すことができた。そして、教会保護権（従って、学校保護権）により教会（学校）の活動に干渉し、人々の魂の在り方にまで影響を及ぼしえたのである。貴族の局地的支配権を確認した、さきの1653年の、ランデスヘルとブランデンブルクの諸身分と協約では、その支配権限の一環として「教会保護権」が再確認され、将来にわたって保障された。また、1763年の、General-landschulreglementはプロイセン王国全土に、農村のルター派学校という限定はあったが、包括的に民衆学校の組織化についてはじめて規定したものであったが、そこには授業料に関する若干の規定以外は、学校の設立・維持、教師の生計などについては殆ど触れられていない。それらについては、個々の学校をめぐる村落や教会関係者、とりわけ、パトロンなどの自主的配慮を期待し、彼らによる個別的な当事者秩序に委ねた形になっている。また、前述のように、教師については、宗教行政機構のヒエラルヒーを構成する聖職者に、教師任用に際しての能力・人物の吟味と、服務監督の権限を与えているが、いずれも「学校保護権」を所与の前提としていた。

このように、18世紀には、一方における身分制議会の形骸化・消滅、従って、中央権力の一元化と、他方における領主的支配の強化、従って、局地的支配権の固定化という状況が見られ、「農村の住民に向けられた、すべての国家的政策は、それが国家の直轄地監督にではな

く、私的なグーツヘルシャフトに服している限りにおいて、通常、グーツヘル権力によって間接化される⁽³³⁾ということになった。そして、「国家は徴兵と租税徴収というあまり歓迎されない分野で、これら農村住民と直接の結びつきをもっていたにすぎない。教会、裁判所、学校、警察は、なお多分に領主に隷属していた⁽³⁴⁾」という状況は「三月前期」においても見られた。かくて、学校教育の分野では、統治機構の面で、中央政府と末端住民との間にはある種の断絶があり、学校教育の在り方は中間権力としての個々のグーツヘルの意向に大きくかかわることになったのである。

このような状況の中で、その局地的支配権、とりわけその一環としての「学校保護権」の担い手としてのグーツヘルは、本稿前半で触れたように、民衆学校の組織化に対しては消極的な姿勢を示した。それは、基本的には貴族のあの「伝統的な」視野の狭さ、自己本位性などに基くものであり、また、グーツヘルにとって、領内の児童は労働力の一部であり、その就学は労働力の減少を意味したのかもしれない。しかし、教育の組織化という場面で、貴族がそのような意向を示したということの根拠は、国王主導の教育のなかみに照らしつつ、グーツヘルシャフトの社会構造、とりわけその中で児童の社会的位置づけ、人倫関係、エートスの中に求めねばならないであろう。その間の事情については稿を改めて論じる。

〔注〕

- (1) Achim Leschinsky, Peter Martin Roeder; Schule im historischen Prozess. 1976 S. 93f.
- (2) Enno Fooker; Die geistliche Schulaufsicht und ihre Kritiker im 18. Jahrhundert. 1967 S. 43
- (3) A. Leschinsky, a. a. O. S. 84
- (4) Ludwig von Rönne; Das Unterrichts-Wesen des Preussischen Staates. Bd. I 1855 S. 94-95
- (5) Rönne, a. a. O. S. 95-96
- (6) H. Hepppe; Geschichte des deutschen Volksschulwesens. Bd. 3 1858 S. 27
- (7) Rönne, a. a. O. S. 96
- (8) 田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』（1969 風間書房） 177頁
- (9) Hepppe, a. a. O. S. 29
- (10) A. Leschinsky, a. a. O. S. 83
- (11) Rönne, a. a. O. S. 97
- (12) 一般に、Gravaminaとは、帝国身分制議会あるいは領邦身分制議会が開催された際に、諸身分が皇帝あるいは領邦君主に提出する意見書、要望書のことである。いわゆる身分制国家の段階では、身分制議会は国政のあり方を規定する重要なファクターであり、諸身分が国政に参与する重要な手段であったが、17世紀後半以降の身分制議会の形骸化とともに、諸身分の総意を表現したGravaminaも作成される機会が少なくなった。1740年のGravaminaは、新王の即位に際し、国王への臣従の宣誓のため、以前のラント毎に開かれた儀礼的な身分制議会に結集した諸身分、とりわけ貴族の国政への要望・意見を含んでいる（阪口修平「プロイセン絶対王政における軍隊と社会」『中央大学文学部紀要』104 1982. 3 31-32頁）。
- (13) Wolfgang Neugebauer; Absolutischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preussen. 1985 S. 147
- (14) ebd. S. 148
- (15) 田中, 前掲書, 222頁
- (16) Neugebauer, a. a. O. S. 149
- (17) ebd. S. 148
- (18) ebd. S. 144
- (19) ebd. S. 140-141

- (20) Kurt von Raumer; Absoluter Staat, Korporative Libertät, persönliche Freiheit. in; Historische Zeitschrift. 183 1957 (千代田寛訳『自由と国家権力』 未来社 1970 34-36頁。なお訳文は若干変更した。)
- (21) Max Weber; Wirtschaft und Gesellschaft. (世良晃志郎訳『支配の社会学』Ⅱ 創文社 1962 345-350頁)
- (22) Leschinsky, a. a. O. S. 41
- (23) Gerhard Oestreich; Ständetum und Staatsbildung in Deutschland. 1967 in : ders.; Geist und Gestalt des frühmodernen Staates. Ausgewählte Aufsätze. 1969 S. 277
- (24) 論争史の展開の概略を素描しておく。まず、O. v. Gierkeは、領邦等族の起源をアイヌング (Einung) と見る。アイヌングとは自発的に結成された団体を意味し、中世においては同じ身分に属する者の間で、あるいは異った身分相互の間でそのような団体が結成されているが、領邦の聖職者・貴族・都市が領邦君主による権利侵害に対抗してその時々により意思による誓約に基いて結成したアイヌングこそ、領邦等族成立の契機であり、のちの「世襲的・永久的」なアイヌングが領邦等族として領邦君主と対等な国家権力の担い手となり、「二元的」な身分制国家を構成したというのである。その後、G. v. Below は、主として Jülig-Berg についての研究から、アイヌングと制度としての領邦等族との断絶を主張し、このアイヌング起源説を否定した。また、H. Spangenberg は主として Mark Brandenburg の史料に依りながら、領邦等族を「上から強制的につくられた団体」と規定する。すなわち、彼によれば、領邦議会について語りうるのはそれが「回数多く、ないしは定期的に招集される」ようになってからであり、多くの領邦ではそれは15世紀から16世紀にかけてである。その時期に領邦君主は頻繁に租税を徴収する必要に迫られ、「回数多く、ないしは定期的に」領邦議会を召集したのであった。アイヌングはその際、領邦議会への出席有資格者の範囲を決める上での基準となる役割を果たしたに過ぎず、領邦等族を組織する際のイニシアティブはむしろ領邦君主の側にあったというのである (H. Spangenberg; Vom Lehenstaat zum Ständestaat. Ein Beitrag zur Entstehung der landständischen Verfassung. 1912 Neudruck 1964 S. 106)。これに対し、W. Häf は以下のように述べている。即ち、領邦議会における君主と等族との相互交渉において、等族は単に君主権力の強化・拡大に対する自己の諸権利の防衛・維持に努めただけでなく、彼ら固有の権利の伸長にも努めた。なぜなら、君主と等族との間で結ばれた「支配契約」(Herrschaftsvertrag) が、多くの場合、等族の側のイニシアティブに基くものであり、しかも、そこで、君主が自己の判断にのみ基いて革新に着手することを禁じ、新しい法の創造に際しては等族と協働することが定められ、従って、そこに、等族の側の積極的な志向が見られるというのである (W. Häf; Herrschaftsverträge und Lehre vom Herrschaftsvertrag. 1949)。さらに、O. Hintze は、これらはいずれも19世紀的な国家観を前提にした所論だと批判し、独自の理論を展開する。即ち、彼も身分制国家の二元的構成を、そこに近代国家のもつ主権の一体性と完結性が欠けていることに求めるが、その背後には身分制国家の家産制的 (Patrimonial) な構造があるとする。彼によれば、身分制国家においては公法的な権利・観念と私法的な権利・観念とが未だ広汎に混淆している。公法的権利は未だ家父長制的あるいは封建制的な起源をもつ私的権利から明確に自己を分離しておらず、未だ近代国家を特徴づけるような支配的地位へ到達していなかった。領邦等族をして自らを第二の支配主体 (Herrschaftssubjekt) として君主のかたわらに登場せしめ、君主による支配の単なる客体ではないことを示すに至らしめたものは、君主による支配のパトリモニアルな理解であった、というのである (O. Hintze; Typologie der Ständischen Verfassungen des Abendlandes. in; Historische Zeitschrift. 141 1930 成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社 1975 7頁)。また、O. Brunner は次のように述べている。身分制国家を二元的に構成する君主と等族を二つのばらばらの権利主体として併置するならば、それは誤っている。両者は共に一つの秩序に結びついており、政治的な意味でのラントを前提とし、ラントの本質からのみ理解される。ではラントとは何であったか。領邦等族が代表するラントとはもともと領邦君主の支配領域とは区別される「一定のラント法によって統合された法とフリーデの共同体」であった。この場合、ラント法とは「良き古き慣習」であり、フリーデとはラント法が侵害されていない状態での、適法な報復権であるフェーデ権を認めた上での平和・治安であった。そのような「法とフリーデの共同体」は裁判共同体でもある。ところで、この時期、法の実効性を保障する一元的な主権は欠如しており、この法とフリーデの維持にあたったものはラントの長としてのランデスヘルとラント民 (Landleute, Landvolk) であった。ラント法がフェーデ権を認めていることからわかるように、そこにはランデスヘル権力以外に自立的権力の広範な領域が存在し、ラント民とは防衛能力あるもの、即ち、自己の守護下にある人々を防衛しうるもの、従って支配権を持つものであり、そのようなラント民こそがラントとい

う共同体の成員であった。ラント民とはもともと高級自由人とランデスヘルの家臣から成っていたが、後に、身分的再編成の進行とともに下級貴族に上昇した騎士がそれに加わり、15世紀には新たに聖職者と都市とがそれに加わることになる。ランデスヘルとラント民によって構成されていたもともとラントにおいて、ランデスヘルは任務は、裁判に際してはその最上席者、防衛に当っては軍事指導者となり、また全体としてラントのフリーデを守護することであり、一方、ラント民は裁判・軍事・フリーデに関してランデスヘルに「指導と援助」を与える義務を負っていた。そしてこの「指導と援助」の義務こそは後の領邦等族の法的基礎をなすものに他ならない。しかし、この「指導と援助」はラント民の一方的な義務のみを表わすものではない。ラント民の忠誠の誓いで結ばれるランデスヘルと彼らとの関係はある意味で双務的である。ラント民は「指導と援助」を与えねばならない代わりに、ランデスヘルはラント法を守護しなければならない。従って、ランデスヘルはラント法の守護にあたって疑問のある時にはラント民の「指導と援助」を求めねばならず、またランデスヘルはラント民の権利（Freiheit）を保障し、それを侵害してはならなかった。その侵害に際してはラント民はランデスヘルに対して反抗する権利をもつ。後にランデスヘルとラント民とが租税承認その他の問題で「商談する」（verhandeln）するのは、このようなランデスヘルとラント民との関係に根ざしている。このように Brunner は、ラント法の行われるラントの構造に後の領邦君主と領邦等族との関係の起源を求め、それらの諸関係の中からランデスヘルが支配を發展させ、一方、身分的再編成の進行によって高級貴族と騎士身分が成立し、さらに聖職者と都市が加わることによって領邦等族が形成されたとするのである。以上、とりわけ Brunner の所説については、成瀬治『“Landständische Verfassung” 考(上),(中)』『北海道大学文学部紀要』第13巻第1号(1964)、第14巻第3号(1966)、村上淳一『近代法の形成』岩波書店 1979 15-23頁。

- ②5 Fritz Hartung; Herrschaftsverträge und Ständischer Dualismus in deutschen Territorien. 1952 in; ders.; Staatsbildende Kräfte der Neuzeit 1961 S. 75-76
- ②6 Oestreich, a. a. O. S. 284-285
- ②7 Otto Hintze; Die Hohenzollern und der Adel. 1913 in; ders.; Regierung und Verwaltung. 1967 S. 39
- ②8 Peter Baumgart; Zur Geschichte der Kurmärkischen Stände im 17. und 18. Jahrhundert. 1969 in; O. Büsch · W. Neugebauer (Hrsg.); Moderne Preussische Geschichte. Bd. 2 1981 S. 514
- ②9 Oestreich, a. a. O. S. 288
- ③0 Baumgart, a. a. O. S. 515
- ③1 Hintze, Adel, S. 44
- ③2 プロイセン絶対王政の中の身分制的要素については、阪口修平「プロイセン絶対主義における身分制の研究(一),(二)」『中央大学文学部紀要』80, 84 1976.3, 1977.3, 同「プロイセン絶対王政と身分制」, 同上誌, 88 1978.3 の他, R. Vierhaus; Ständewesen und Staatsverwaltung in Deutschland im späten 18. Jahrhundert. 1966 (成瀬治訳「一八世紀後期のドイツにおける身分制と国内行政」同編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店 1982 所収)。
- ③3 石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』有斐閣 1969 7-8, 14-15頁
- ③4 Otto Büsch; Militärsystem und Sozialleben im Alten Preussen. 1962 S. 77f.
- ③5 Reinhard Koselleck; Staat und Gesellschaft in Preussen 1815-1848. 1962 (平城照介訳「プロイセンにおける国家と社会」成瀬編訳, 前掲書, 459頁